

あなたの香りが誰かを傷付けているかも

「香害」ついていますか？

「香害」という言葉を皆さん知っていますか。あなたのお気に入りの香りが、誰かにとつては健康被害をもたらす有害な香りになっている可能性があります。この特集を読んで、香害について考えてみましょう。

問い合わせ先は11ページをご覧ください



香害を感じる具体的な事例

公共交通機関
満員電車の中で隣の人が付けていた香水の香りで頭痛や吐き気を感じる。

学校
共用で使う給食着に洗剤や柔軟剤の香りが付いていて、着ることができない。

職場
オフィスで同僚が使っている柔軟剤や香水の香りが気になり、仕事に集中できない。

病院
待合室にいる人や職員の香りで、ますます具合が悪くなつた。

家庭
隣の家の洗濯物の香りが漂ってきて、自宅で過ごすことが苦痛。

また、自覚症状が主なものであり、診断方法や治療方法が確立されていないことから、通常の身体的検査では異常が見つかりにくくなっています。さらに症状が治まつても、香りに反応するとまた発症してしまうこともあります。人が集まる場所に行くことが難しくなってしまうこともあります。電車やバスなどの公共交通機関を使うことや学校や職場、買い物などに行くことなど、当り前の日常生活を送れなくなる可能性があります。

Q 香害はどんな症状を引き起こします？

重症化すると「化学物質過敏症」を発症する恐れがあり、頭痛や吐き気、せき、目の痛みや充血、呼吸器系の症状などの身体的な症状から、めまいや思考力低下、うつ症状、神経系や精神神経症状が出ることがあります。ただ、人によってその症状は千差万別です。症状がどれくらい長引くかも個人差が大きく、数時間から数日以上と幅があります。

市販されている多くの日用品の中には、さまざまな人工的な「香り」が付いている製品があります。洗剤や柔軟剤、芳香剤、消臭剤、制汗剤などの日用品や化粧品をはじめ、殺虫剤や虫よけスプレーなど皆さんも一度は何らかの人工的な香りが付いた製品を使用したことがあるのではないでしょう。それらには香りの基として香料や化学物質が添加されているものがあります。

自分にとって好きな香り付きの製品を使用することで、その香りが身の回りの人の健康被害を引き起こすことがあります。

この健康被害のことを「香害」といい、国も令和3年と令和5年にポスターを作成して、啓発活動を行っています。

Q そもそも香害とは？



市長メッセージ 温かなまちづくり～「香害」に寄せて～

この度の令和6年「広報ふくつ10月号」の第2特集では、いわゆる「香害」について、市民の皆さんに考えていただき取り上げさせていただきました。前段の記事を読まれて、皆さんはどのように思われたでしょうか。「香害」について私も再認識し、のことについて市として市民の皆さんに、改めて知っていただくべきではないかと思いました。4ページあまりの紹介ではありますが、まずは「そういうことなのか」との気付き、関心と意識、続いて皆さんでも身近にでき得るご対応をお願いできればと思います。

「におい(匂い、臭い)」や「かおり(香り、香り、薰り)」の感じ方は年齢や経験によっても異なり、また生活習慣や文化の違い、個々の民族や地域の歴史的発展や経緯の中に存在してきました。その考察の歴史も古く、化学以前より学問上の対象として、思想家や哲学者によって分析や考察がなされてきましたが、「におい」や「かおり」は人間が生きる実感覚として、存在はするもののどこか実体のつかめないようなものでした。しかし、文明生活の変化の中で、人体に深刻な「害」を与える物質を含む「におい」や「かおり」が存在し始めていることが分かってきました。そこで、改めてこのことを皆さんに考えていただき、それらに苦しんでおられるかたがいらっしゃることをご理解いただいたうえで、それぞれの生活改善、行動変容に結びつけていただければと思いました。

右下の写真は令和6年6月13日の「無電柱化を推進する市区町村長の会」の総会出席のおりに、まちの無電柱化を通じた景観や観光の推進、災害時の安全などに先進的に取り組まれ、自然を感じられることで心も体も健康なまちづくりを進めている、同じく同会に出席した、神奈川県葉山町の山梨崇仁町長との写真です。

先般の福津市議会一般質問の中でも紹介された葉山町は、町発行の広報紙を通じて「香害」予防の啓発や周知を行っています。生活や生業、産物、そして観光プランディングなど海に関する施策を行う葉山町と福津市。市民の皆さんのが心も体も健康で豊かな、そして「香り」が原因で体調不良など、人になかなか言えずに苦しんでおられるかたにも思いを寄せ、個人の尊厳や人権を大切にする温かなまちづくりを進めてまいります。

令和6年9月吉日

福津市長 原崎 智仁



香害に関する市の問い合わせ先

健康に関すること

- ・市いきいき健康課 ☎34・3351
- ・市子育て世代包括支援課 ☎34・3352

消費生活相談に関すること

- ・市消費生活相談窓口 ☎43・8106
※毎週月曜、水曜、金曜日の午前9時から午後4時
- ・市商工振興課 ☎62・5013

環境に関すること

- ・市うみがめ課 ☎62・5019

市立幼稚園や市立小・中学校に関すること

- ・市学校教育課 ☎62・5090

市立保育所に関すること

- ・市こども課子育て支援係 ☎43・8124

公立学童保育所に関すること

- ・市こども課こどもの国推進係 ☎43・8356

公共施設全般に関すること

- ・市管財課 ☎43・8135

※各公共施設の詳細については、それぞれの施設を管理している部署に尋ねてください



福津市の市外局番は0940です

はそうではない可能性がある
ということを理解し、配慮をする
ことが大切です。具体的には「人が集まる場所では香
り付き製品の使用をなるべく
控える」「換気を行う」「過剰な量の香り付き製品の使用は
避ける」などです。
香害は、私たちの日常生活において見過ごされがちな問題ですが、人によっては深刻な健康被害を引き起こす可能性があることを「人」人が認識し、誰もが安心して生活できる環境に配慮することが大切です。

香害に関する福津市の主な取り組み

市民向けの取り組み

- ・市公式ホームページにて香害(化学物質過敏症含む)について周知
- ・関係各課による広報ふくつへの定期的な啓発記事の掲載
- ・イオンモール福津のデジタルサイネージによる周知
- ・以下の公共施設などへのポスター掲示による周知

市公式ホームページ▶



市役所庁舎(本館・別館・各課窓口)、ふくとぴあ(ロビー・健康増進室・のびのび発達支援センター)、フクスタ、子育て支援センター「なかよし」、津屋崎行政センター、郷づくり交流センター(勝浦・福間・神興・上西郷・神興東・福間南・津屋崎)、宮司コミュニティセンター、未来共創センターキッカケラボ、ふくつミニバス、カメリアホール、中央公民館、市立図書館、大和保育所



◀市役所本館入口付近の
ポスター

イオンモール福津の
デジタルサイネージ▶



▲市うみがめ課による令和5年
12月号「広報ふくつ」裏表
紙掲載の啓発記事

市職員向けの取り組み

- ・職員向けのインフォメーションにて、香害の説明や実態の周知、所管施設掲示用のポスターデータの配布
- ・新規採用職員や会計年度職員に対し、書面にて香り付き製品使用に関する注意喚起
- ・管理職に対し、ハラスマント研修の1つとして研修を実施

市では市公式ホームページや広報ふくつ、公共施設やイオンモール福津などへのポスター掲示やデジタルサイネージによる周知を行い、香害に関する啓発活動を行っています。また研修などを通じて、香害に対する意識を高めており、今後も取り組みを続けていく予定です。

香害で苦しんでいる人は、その原因となる化学物質を避けて生活しなければなりません。また研修などを通じて、市職員の香害に対する意識を高めています。今後も取り組みを続けていく予定です。

香害で苦しんでいる人は、その原因となる化学物質を避けて生活しなければなりません。また研修などを通じて、市職員の香害に対する意識を高めています。今後も取り組みを続けていく予定です。

香害で苦しんでいる人は、その原因となる化学物質を避けて生活しなければなりません。また研修などを通じて、市職員の香害に対する意識を高めています。今後も取り組みを続けていく予定です。

香害で苦しむ人を少しでも減らすためには、自分にとって心地よい香りが、他の人にうって

香害で苦しむ人を少しでも減らすために

市はどのような
啓発を行っている?

